

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

八幡浜市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧八幡浜市地域

(1) 現況

愛媛県西端にある佐田岬半島の付け根に位置し、北に伊予灘、西に宇和海を望み、丘陵地が多く、海はリアス式海岸が続いている。

温暖な気候と地形を生かした柑橘栽培が盛んで、温州みかんは質・量ともに全国有数の産地であり、「日の丸」「真穴」「川上」など全国に知られたブランドみかんを生産している。

しかしながら、過疎化による担い手の高齢化や後継者不足は懸念事項であり、今後もブランド産地を維持し、発展させていくためにも、これらを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号及び同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧保内町地域

(1) 現況

愛媛県の西に突き出した佐田岬半島の付け根に位置し、東は八幡浜市、北東は大洲市、西は西宇和郡伊方町に接しており、北と南はそれぞれ、瀬戸内海と宇和海に面している。

平地は乏しく、大部分は山間地と丘陵地が続いており、丘陵地の大部分は温州みかん、中晩柑の果樹園として利用されている。しかしながら、担い手の高齢化、減少等による耕作放棄の増加、多面的機能の低下が特に懸念されており、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号及び同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧八幡浜市区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号同項3号に掲げる事業
②	旧保内町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号及び同項3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。